

問 43 平成 28 年度 [問 03] 改



債権の消滅・債務不履行等

A

時効（144 条～169 条）

消滅時効及び除斥期間に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 売主の詐欺によりマンションの一戸の売買契約が締結された場合、買主の意思表示の取消権は、追認をすることができる時から 5 年間行使しないとき、また意思表示の時から 20 年を経過したときは消滅する。
- 2 管理組合の組合員に対する管理費支払請求権は、管理組合が権利行使することができることを知った時から 5 年間行使しない場合には、時効によって消滅する。
- 3 管理組合から請け負った工事に関する施工業者の報酬請求権は、施工業者が権利行使することができることを知った時から 3 年間行使しないときは消滅する。
- 4 第三者の不法行為により管理組合に損害が生じた場合、管理組合の損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないとき、また不法行為の時から 20 年行使しないときは消滅する。

■ ■ [正解] 3 ■ ■

□ □ 1 正

取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する（民126条前段）。また、行為の時から20年を経過したときも、消滅する（同条後段）。

□ □ 2 正

債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合、又は権利を行使することができると時から10年間行使しない場合には、時効によって消滅する（民166条1項1号・2号）。したがって、管理組合の組合員に対する管理費支払請求権は、管理組合が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合には、時効によって消滅する。

□ □ 3 誤

債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合、時効によって消滅する（民166条1項）。そのため、「知った時から3年間」ではない。

□ □ 4 正

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しない場合、又は不法行為の時から20年間行使しない場合には、時効によって消滅する（民724条1号・2号）。